

## 大切な方を亡くされた時の主な手続きのチェックリスト(市役所関係の手続き)

大切な方を亡くされたとき、あわただしく、様々な手続きも忘れてしまいがちです。

042-722-3111(代表)

このチェックリストでご確認ください。

町田市役所市民課

分類	<input type="checkbox"/> 対象者(亡くなった方の状況) <input type="checkbox"/> 手続きの名称 手続きの趣旨	手続き窓口
戸籍	<input type="checkbox"/> <b>日本に住んでいる方または海外に住んでいる日本人の方</b> <input type="checkbox"/> <b>死亡届の提出</b> 亡くなった方の親族等が、死亡の事実を知った日から7日以内に手続きしてください。土日祝祭日及び夜間でも届出ができます。(受付場所は市庁舎1階の休日・夜間受付窓口です。) <b>事前に火葬場を予約してください。</b> <b>【手続きに必要なもの】</b> 死亡届・死亡診断書又は死体検案書(死亡届の右半分)、届出人の印鑑 ※後見人等が届出人となる場合は、その資格を証明する書類も必要です。	・市庁舎1階 104 市民課 TEL042-724-2865 ・各市民センター
国民健康保険被保険者の方	<input type="checkbox"/> <b>国民健康保険被保険者証、国民健康保険高齢受給者証の返還</b> 亡くなった方の国民健康保険被保険者証、国民健康保険高齢受給者証を、町田市に返還してください。 <b>【手続きに必要なもの】</b> 国民健康保険被保険者証、国民健康保険高齢受給者証 <input type="checkbox"/> <b>葬祭費の申請</b> 喪主の方に葬祭費50,000円の給付制度があります。葬儀後の手続きとなります。葬儀の日から2年以内にご申請ください。 <b>【手続きに必要なもの】</b> 国民健康保険被保険者証(亡くなった方のもの)、喪主の方の印鑑、喪主名義の振込先口座のわかるもの、あて名が明記された葬祭費用の領収書または会葬礼状等喪主が葬儀を行ったことわかる書類 <input type="checkbox"/> <b>国民健康保険税の納付の相談</b> 国民健康保険税の納付が済んでいないときは、担当課へご連絡ください。 <b>【手続きに必要なもの】</b> 国民健康保険税納税通知書	・市庁舎1階 106 保険年金課 TEL042-724-2124 ・各市民センター  ・市庁舎1階 107 保険年金課 TEL042-724-2130 ・各市民センター  ・市庁舎2階 210 納税課 TEL042-724-2121
後期高齢者医療保険被保険者の方	<input type="checkbox"/> <b>後期高齢者医療被保険者証の返還</b> 亡くなった方の後期高齢者医療被保険者証を、町田市に返還してください。 <b>【手続きに必要なもの】</b> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> <b>葬祭費の申請</b> 喪主の方に葬祭費50,000円の給付制度があります。葬儀後の手続きとなります。葬儀の日から2年以内にご申請ください。 <b>【手続きに必要なもの】</b> 後期高齢者医療被保険者証、喪主の方の印鑑、喪主名義の振込先口座のわかるもの、あて名が明記された葬祭費用の領収書または会葬礼状等喪主が葬儀を行ったことわかる書類	・市庁舎1階 107 保険年金課 TEL042-724-2144 ・各市民センター
介護保険被保険者証、負担割合証の交付を受けている方	<input type="checkbox"/> <b>介護保険被保険者証、負担割合証の返還</b> 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証を、町田市に返還してください。 ※要介護・要支援認定を受けていた方は、相続税の減免手続等、諸手続きに使用することができますので、必要な手続きが完了した後に返還してください。 <b>【手続きに必要なもの】</b> 介護保険被保険者証 ※要介護・要支援認定を受けている方は、介護保険被保険者証と負担割合証 <input type="checkbox"/> <b>介護保険郵送物送付先変更の届出</b> 介護保険課から郵便物をお送りする際は、亡くなった方の住所もしくは届出をされた住所にお送りします。送付先を相続人の住所に変更されたい場合は、「介護保険郵送物送付先変更依頼書」を提出してください。 <b>【手続きに必要なもの】</b> 介護保険郵送物送付先変更依頼書、依頼者(相続人)の本人確認書類	・市庁舎1階 112 介護保険課 TEL042-724-4364 ・各市民センター  ・市庁舎1階 112 介護保険課 TEL042-724-4364

## 大切な方を亡くされた時の主な手続きのチェックリスト(市役所関係の手続き)

分類	□ 対象者(亡くなった方の状況)		手続き窓口
	□ 手続きの名称	手続きの趣旨	
住民登録	□ 3人以上の世帯の世帯主の方		
	□ 世帯主変更の届出	3人以上の世帯の世帯主の方が亡くなったときは、新しい世帯主を設定するため、新世帯主から届け出が必要です。 【手続きに必要なもの】 新しく世帯主になる方の本人確認書類	・市庁舎1階 102 市民課 Tel042-724-2123 ・各市民センター
年金	□ 年金を受給している方		
	□ 障害基礎年金や寡婦年金の未支給年金請求	国民年金のみに加入して、上記の年金を受給している方に関する手続きは、市役所で受付けます。各年金の請求には条件がありますので、担当へご確認ください。	・市庁舎1階 105 保険年金課 Tel042-724-2127
	□ 老齢年金や遺族厚生年金等の未支給年金請求	厚生年金・共済年金に加入したことがあり、年金を受給している方や老齢年金を受給している方(国民年金のみの方を含む)に関する手続きは、年金事務所で受付けます。各年金の請求には条件がありますので、年金事務所へご確認ください。	・八王子年金事務所 Tel042-626-3511 ・ねんきんダイヤル Tel0570-05-1165 Tel03-6700-1165
	□ 年金加入者で、年金受給前の方		
	□ 遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金の請求	国民年金のみに加入されている方、及び死亡一時金の手続きは、市役所で受付けます。各年金の請求には条件がありますので、担当へご確認ください。	・市庁舎1階 105 保険年金課 Tel042-724-2127
	□ 遺族厚生年金の請求	厚生年金・共済年金に加入している方、または加入していた方の手続きは、年金事務所で受付けます。各年金の請求には条件がありますので、年金事務所へご確認ください。	・八王子年金事務所 Tel042-626-3511 ・ねんきんダイヤル Tel0570-05-1165
市税	□ 市税(市・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)を課税されている方		
	□ 口座振替の変更、廃止	亡くなった方名義の口座から税金の引き落としをしている場合、指定口座の変更または廃止の手続きが必要です。 【手続きに必要なもの】 市税の納税通知書	・市庁舎2階 210 納税課 Tel042-724-2121
	□ 市税の納付の相談	市税の納付が済んでいないときは、担当課へご連絡ください。 【手続きに必要なもの】 市税の納税通知書	・市庁舎2階 210 納税課 Tel042-724-2121
	□ 代表相続人の申請(固定資産税)	固定資産の所有者が亡くなり、相続登記が済んでいない場合、相続人の中から納税通知書を受け取る方を決めた上で、書面でお申し出ください。	・市庁舎2階 209 資産税課(管理係) Tel042-724-2530
	□ 代表相続人の申請(市・都民税)	市・都民税については、亡くなられた年分の納税が必要となる場合があります。相続人の中から納税通知書を受け取る方を決めた上で、書面でお申し出ください。	・市庁舎2階 205 市民税課(市民税係) Tel042-724-2115
	□ 原付バイクの登録変更または廃車の申請	排気量125cc以下の原動機付自転車の所有者が亡くなったら、登録情報の変更または廃車の申請が必要です。軽自動車税は、毎年4月1日時点の所有者に課税されるため、お早目にお手続きください。	・市庁舎2階 206 市民税課 Tel042-724-2113 ・忠生市民センター Tel042-791-2802 ・鶴川市民センター Tel042-735-5704
	□ 配偶者がいる方		
□ 寡婦・寡夫の控除の申請	配偶者を亡くされた方は、翌年の市・都民税の申告で寡婦・寡夫の控除が受けられる場合があります。詳しくは担当までご相談ください。	・市庁舎2階 205 市民税課 Tel042-724-2114・ 2115	

## 大切な方を亡くされた時の主な手続きのチェックリスト(市役所関係の手続き)

分類	□ 対象者(亡くなった方の状況)		手続き窓口	
	□ 手続きの名称	手続きの趣旨		
子ども	□ 18歳未満の子を養育している方、またはその配偶者の方			
	□ マル乳・マル子医療証申請事項変更・消滅届の提出	医療証に記載の保護者が亡くなられた場合、保護者の変更手続きが必要になりますので、速やかにお届けください。 【手続きに必要なもの】 医療証、新たに保護者になる方及び児童の健康保険証の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>市庁舎2階 202 子ども総務課</li> <li>TEL042-724-2139</li> <li>各市民センター</li> </ul>	
	□ 未支払手当請求書の提出(児童手当、特例給付)	受給者が亡くなった場合、未払い分の手当を手当対象児童名義の口座に支給しますので、速やかにお届け下さい。(なお、亡くなられた日の翌日から15日以内に保護者変更の手続きが必要です。) 【手続きに必要なもの】 支給対象児童(児童が複数の場合は年長者)の振込口座がわかるもの(保護者変更の手続きについては子ども総務課までお問い合わせ下さい。)		
	□ 児童扶養手当、児童育成手当の新規申請	配偶者が亡くなり、ひとり親になられた方は、手当を受給できる場合があります。手続きや制度の詳細については子ども総務課までお問い合わせ下さい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市庁舎2階 202 子ども総務課</li> <li>TEL042-724-2143</li> </ul>	
	□ ひとり親家庭等医療費助成制度の新規申請	配偶者が亡くなり、ひとり親になられた方は、医療証をお持ちになれる場合があります。手続きや制度の詳細については子ども総務課までお問い合わせ下さい。		
	□ 町田市子どものための教育・保育給付変更申請書兼変更届の提出	保育所・幼稚園(新制度園)・認定こども園・小規模保育園・家庭的保育者等に在籍する子の父もしくは母が亡くなったときは、変更届の提出が必要です(保育料が変更となる場合があります)。 【手続きに必要なもの】 町田市子どものための教育・保育給付変更申請書兼変更届(保育・幼稚園課の窓口にあります。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市庁舎2階 204 保育・幼稚園課</li> <li>TEL042-724-2137</li> </ul>	
	□ 学童保育クラブ変更届の提出	学童保育クラブに在籍する子の父もしくは母が亡くなったときは、家庭区分の変更が必要です。(育成料が減額になる可能性があります)。 【手続きに必要なもの】 町田市学童保育クラブ変更届・転所申請書(児童青少年課の窓口にあります。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市庁舎2階 202 児童青少年課</li> <li>TEL042-724-2182</li> </ul>	
	□ 就学援助費(小・中学生の保護者)の申請	小・中学校にお子さんを就学させている保護者に対して、学校でかかる費用の一部を援助しています。所得審査がありますので、詳しくは担当へご確認ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市庁舎10階 1002 学務課</li> <li>TEL042-724-2176</li> </ul>	
	□ 母子福祉資金、父子福祉資金、女性福祉資金を借りている方			
	□ 母子福祉資金、父子福祉資金、女性福祉資金の返済の相談	借りている方が亡くなった場合、債務は相続の対象になります。担当へご連絡ください。 【手続きに必要なもの】 運転免許証等の本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>市庁舎2階 204 子ども家庭支援センター</li> <li>TEL042-724-4419</li> </ul>	
犬	□ 犬の飼い主の方			
	□ 飼い犬の登録事項変更届の提出	亡くなった方が飼い犬の登録をしていたときは、新しい飼い主から飼い主の変更手続きが必要です。詳しくは担当課までご連絡ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所中町庁舎 生活衛生課</li> <li>TEL042-722-6727</li> <li>市庁舎7階 705 保健総務課</li> <li>各市民センター</li> </ul>	

## 市役所以外で行う手続き

項目	問い合わせ先
□ 水道の契約者の名義変更	水道局多摩お客様センター TEL0570-091100
□ 125CC超のバイク、普通自動車の名義変更	東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所 TEL050-5540-2033
□ 軽自動車の名義変更	軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所 TEL050-3816-3104
□ 相続税に関すること	町田税務署 TEL042-728-7211

## 大切な方を亡くされた時の主な手続きのチェックリスト(市役所関係の手続き)

分類	□ 対象者(亡くなった方の状況)		手続き窓口
	□ 手続きの名称	手続きの趣旨	
障がい	□ 障害者手帳をお持ちの方		
	□ 身体障害者手帳、療育手帳の返還	亡くなった方の身体障害者手帳、療育手帳を返還してください。 【手続きに必要なもの】 身体障害者手帳、療育手帳、届出人の印鑑	・市庁舎1階 113 障がい福祉課 Tel042-724-2148 ・各地域障がい者支援センター
	□ 精神障害者保健福祉手帳の返還	亡くなった方の精神障害者保健福祉手帳を返還してください。 【手続きに必要なもの】 精神障害者保健福祉手帳、届出人の印鑑	・市庁舎1階 113 障がい福祉課 Tel042-724-2145
	□ 障がい関係の手当や助成を受けている方		
	□ 死亡届(障がい関係の手当用)の提出	亡くなった方の死亡届(障がい者手当用の様式)を提出してください。 未支払い分の手当について請求する場合は、必要書類を持参してください。 【手続きに必要なもの】 <死亡届手続き>届出人の印鑑 <未支払請求をする場合>印鑑、親族の口座情報(受給者と同居している配偶者又は直系親族のもの)	・市庁舎1階 113 障がい福祉課 Tel042-724-2148
	□ マル障受給者証の返還	亡くなった方のマル障受給者証を返還してください。 支払った医療費について償還申請する場合は、下記を持参してください。郵送でも受け付け可能です。 【手続きに必要なもの】 領収書(原本)、申請者の印鑑、相続人の口座情報、亡くなった方と相続人の関係がわかる戸籍(コピー可)、相続人が複数いる場合は委任状	・市庁舎1階 113 障がい福祉課 Tel042-724-2148
□ 特定医療費(指定難病)受給者証の返還	亡くなった方の特定医療費(指定難病)受給者証を返還してください。 【手続きに必要なもの】 特定医療費(指定難病)受給者証	・市庁舎1階 113 障がい福祉課 Tel042-724-2148	
その他	□ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、各種特別給付金(国庫債券)を受給している方		
	□ 国庫債券の名義変更(賦札が残っている場合)	国庫債券裏面に記載のある償還金支払場所へお問い合わせください。	・各償還金支払場所 ・市庁舎7階 703 福祉総務課 Tel042-724-2537
	□ 原子爆弾被爆者関係の手帳や手当等を受けている方		
□ (被爆者)被爆者手帳、各種手当証書、第一種・第二種健康診断受診票の返還と死亡の届出	必要な書類をご案内いたします。右記へお問い合わせください。	・東京都福祉保健局 疾病対策課被爆者援護係 Tel03-5320-4473	
□ (被爆者の子)健康診断受診票、(都)医療券の返還と死亡の届出	右記へお問い合わせください。 【手続きに必要なもの】 健康診断受診票、(都)医療券(お持ちの方のみ)、死亡を証する書類(抹消された住民票)、印鑑	・市庁舎7階 703 福祉総務課 Tel042-724-2537	

※毎月第2・第4日曜日は、市民課、保険年金課、子ども総務課、市民税課、納税課及び市民センターが開庁しています。ただし、平日とは取り扱い業務が異なりますのでご注意ください。

## ～次世代の子どもたちのために未来につなぐ相続登記をしましょう～

相続登記をしないことによるデメリット等、詳しくは法務局ホームページをご覧ください。  
登記の申請書の様式・作成方法については、法務局ホームページでご案内しています。

未来につなぐ相続登記 検索

無料登記相談をご利用ください ※いずれも事前予約制です

- ・東京司法書士会 無料法律相談 Tel042-548-3933(三多摩総合相談センター)／平日10:00-16:00)
- ・東京土地家屋調査士会 無料相談 Tel03-3295-0587
- ・東京法務局 登記相談 Tel03-5318-0261(登記電話相談室/千代田区・中央区・文京区・島しょ部を除く)